

●香川県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年4月11日から同年5月1日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月11日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字 奥野420番1地先から	前	8.7～15.1	168	道路局部改修工事による 現道拡幅
高松市塩江町安原下第2号字 奥野1916番1地先まで	後	12.3～23.2	168	